

別添 1

交通安全功績者に対する褒章推薦基準

交通安全功績者に対する藍綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 20年以上引き続いて、毎月1回以上、通算360回以上にわたり交通安全活動を行った者であること。
- 2 警察署単位以上の交通安全協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として20年以上在職した者であって、そのうち県単位以上の交通安全協会の役員（会長、副会長及び理事をいう。）として10年以上在職した者であること。
- 3 交通安全功労者として警察庁長官表彰以上の表彰（（一財）全日本交通安全協会会长との連名表彰である交通栄誉章緑十字金章を含む。）を受けた者であること。

- 上記1中の「交通安全活動」の具体例は、
 - ・ 団体運営活動（総会、検討会、講演等への出席）
 - ・ 交通安全教室（安全運転教室等の実施）
 - ・ 交通安全広報（パンフレット配付等の啓蒙活動）等をいう。
 - 上記2において、
 - ・ 北海道警察の方面本部単位の交通安全協会は、県単位以上の交通安全協会
 - ・ （財）大阪府交通安全協会の評議員は、理事相当
 - ・ 支部長については、支部の活動範囲が警察署の管轄区域以上であれば、警察署単位の交通安全協会の役員とみなすものとする。